

# 上寺尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定

令和6年3月29日改定

## 1 策定の目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針の下、職員がそれぞれの役割を自覚し、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための本校における基本事項を定めることにより、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする

## 2 いじめ防止に向けた基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法〔平成25年法律第71号〕 第二条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人かそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

### (2) 基本理念

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な心身への影響を与えるものという認識の下、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

ア いじめはどの子どもにも起こり得る、身近で深刻な人権侵害案件である。

イ いじめを防止するためには、特定の子どもや特定の学級・学年の問題とせず、学校全体で真剣に取り組む必要がある。

ウ いじめは、大人が気づきにくく、その実態が把握しにくい形で行われる可能性があることを十分認識し、学校と保護者、地域が主体的かつ相互的に協力して子どもを見守り、対応する必要がある。

エ いじめを受けた児童を守り通す。

### 3 いじめ防止対策委員会の設置

#### (1) 委員会の構成委員

いじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)の構成員は次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭

事案の状況に

より、関係する教職員等を加える。また、必要に応じて、心理や福祉等の専門家(カウンセラー、ソーシャルワーカー、弁護士等)の参加を求める。

#### (2) 対策委員会の運営

月に1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いを認知した段階で、直ちに開催する。緊急で行う際は、構成員が招集できなくても関係職員で開催する。その内容は記録し、児童支援専任がとりまとめ校長に報告する。

校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、対応の進捗の管理を行う。

#### (3) 活動内容

いじめの未然防止・早期発見・措置について、検討し決定する。検討・決定した内容を記録し、保存する。また、いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを検討し、適宜見直しを行う。

### 4 いじめ防止のための取り組みの具体化

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、児童が自主的にいじめの問題について考え、未然防止に向けて議論する機会を設けることで、いじめを許さない風土づくりに努める。並行して、あらゆる教育活動の中で(特に道徳教育、たてわり活動、学校行事、児童会活動等を通して)、児童の自己肯定感の高め、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、他者への配慮を体現するための規律正しい生活態度を身につけ、互いに認め合い、安心して生活できるような集団づくりを行う。

#### (2) 早期発見

教職員は、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化や兆候を見逃さないよう努める。また、いじめに関する相談窓口を児童、保護者に周知し、いつでも相談ができる体制を整える。

- ア 教職員相互が積極的に児童に関わる情報交換を行い、状況の把握や検討を行う。
- イ 児童と教職員にアンケートを実施する。
- ウ 個人面談や懇談会時に限らず、常時教育相談を実施していることを明示し、その窓口が児童支援専任であることを保護者に周知する。
- エ カウンセラーの来校日を毎月の学校便り等で児童と保護者に周知する。
- オ 「学校生活安心ダイヤル」や「いじめ110番」を学校 HP 等で周知する。

### (3) いじめに対する措置

対策委員会を中心として、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を重視し、教職員、児童、保護者、その他関係者の連携の下、いじめに対する措置を次の通り行う。

- ア いじめの兆候や懸念、児童からの訴え等、いじめの疑いがあった時点で教職員は直ちに対策委員会に報告する。
- イ 対策委員会で情報共有、対応方針の決定、記録を行う。
- ウ いじめを認知した場合（疑いの場合も含む）速やかに事実確認を行い、いじめを受けた児童へ及びその保護者への支援を行う。
- エ いじめを行った児童に対して、人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、その保護者への助言を行う。
- オ いじめが、暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる場合などは、校長等の責任者の判断の上、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。放課後等、校外において事案が発生し、学校に連絡がきた場合には、連絡者の判断で警察への通報を依頼する。
- カ 必要に応じて、関係機関（教育委員会、警察、区役所等）や専門機関（カウンセラー、ソーシャルワーカー、弁護士等）と連携する。

### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態を、次の要件を満たしていることとする。

- ア いじめの行為が一定期間（少なくとも3ヶ月を目安）止んでいること。
- イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消は、全職員での継続的な見守りやいじめを受けた児童及びその保護者へ十分な確認を行った上で、校長等の責任者が慎重に判断する。

「いじめが解消している状態」に至ったとしても、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深くその様子を観察する必要がある。

### (5) 教職員等への研修の実施

教職員のいじめに対する意識・対応力を高めるために、次の研修を行う。

- ア 児童理解研修
- イ いじめに係る法令、いじめの実態や対応に関する研修

ウ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う授業研修

(6) 学校運営協議会等の活用

上寺尾小学校いじめ防止基本方針について保護者や地域の理解を得ながら、いじめ問題の重大さについての認識を広めるとともに、対応を協議する機会を設ける。

ア 保護者懇談会

イ 中学校区学校・家庭・地域連携事業

(7) いじめ防止に関わる取り組みの年間計画

月	内容
4	対策委員会 カウンセラー来校 地域訪問
5	対策委員会 カウンセラー来校 いじめ早期発見のための生活アンケート実施(記名式アンケート) こども面談
6	対策委員会 カウンセラー来校 学校運営協議会 YP アセスメント サイバー教室 横浜子ども会議(校内)
7	対策委員会 カウンセラー来校 個人面談 児童理解研修 横浜子ども会議(ブロック内)
8	対策委員会 いじめ防止校内研修の実施 横浜子ども会議(区交流会)
9	対策委員会 カウンセラー来校
10	対策委員会 カウンセラー来校
11	対策委員会 カウンセラー来校 YP アセスメント
12	いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式アンケート) こども面談 対策委員会 カウンセラー来校 個人面談 人権週間
1	対策委員会 カウンセラー来校
2	対策委員会 カウンセラー来校 学校運営協議会
3	対策委員会 カウンセラー来校 年度のふりかえり 学校いじめ防止基本方針の見直し

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断と報告

次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に迅速に対処するため、直ちに教育委員会に報告し、その指示の下、「いじめ重大事態調査」を行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患等）が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

## (2) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

## (3) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめを行った児童及びその保護者に対して、個別に説明を行う。その際、他の児童生徒のプライバシーへの配慮や個人情報に十分注意する。

## 6 いじめ防止対策の点検・見直し

上寺尾小学校いじめ防止基本方針の内容や対策委員会の構成や対応の流れ等について、対策委員会において、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織の再編や取り組みの見直しを行う。その際は、いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針を参酌する。